



※ 4月27日現在の情報です

新型コロナウイルス感染症対策支援情報サイトを公開しました。

未曾有の感染症拡大により、不便を強いられている現状を少しでも打開できるように維新市議団として大阪市民の皆様へ情報をお届けいたします。

最新情報は大阪市 HP をご確認ください

大阪府と大阪市でワクチン開発へ連携

「オール大阪」で ワクチン開発へ

大阪府

医療機関

予防ワクチン
治療薬の研究開発

大学
研究機関

大阪市

※大阪府・大阪市※

予防ワクチンや治療薬の開発で
大阪大学・大阪府立大学・大阪市立大学・
府立病院機構・市民病院機構と連携する協定を締結
⇒7月に治験を開始 9月の実用化を目指す



大阪府 吉村知事:
年内には10万・20万単位で
ワクチンを投与できる



大阪市 松井市長:
大阪の持つポテンシャルが
一つになればコロナに
打ち勝てる

特別定額給付金について

10万円の給付が決定!

給付対象者 4/27 時点で住民基本台帳に記載されている人

申請期限 受付開始日から3ヶ月以内

→ 手続き完了後、給付へ ※やむを得ない場合、窓口での申請・給付も可能

受給までの流れ



世帯単位で
申請書を郵送



インターネットか
郵送で申請



銀行口座に
振り込み

- ① 市区町村から「申請書」が届く
- ② 本人確認書類などと共に「申請書」を返送
※マイナンバーカード所持者はオンライン申請が可能
- ③ 指定の銀行口座に振込支給

特別定額給付金コールセンターの概要

- 連絡先 03-5638-5855
- 対応時間 9:00 ~ 18:30 (土、日、祝日を除く)

詳しくは総務省 HP をご覧下さい >>>



維新所属議員は特別定額給付金について
全額寄附することを確認済み

大阪市のコロナ対策

2/27

臨時休校を決定

幼稚園・小学校・中学校の
臨時休業を決定

3/17

無償化前倒し決定

令和2年度4月からの
給食費の無償化
前倒し決定

4/14

協定を締結

新型コロナウイルス感染症に
かかる予防ワクチン・治療薬等の
研究開発の連携に関する
協定を締結

4/16

専門的受入決定

市民病院での
新型コロナウイルス感染症
患者の専門的受入決定

大阪市松井市政の取組詳細は大阪市役所HPからご確認ください >>>



新型コロナウイルス対策にかかる給付金・助成金・貸付について

※ 2020年4月27日現在の情報です

問合せ相談窓口

個人申請 生活支援について	休業・失業等で家計が維持できない	貸与 緊急小口資金(特例)	貸付上限 10万円(特別な場合は20万円) 据置期間 1年以内 償還期間 2年以内	大阪市各区社協事務局 (窓口は区役所等)	
		貸与 総合支援資金(特例)	貸付上限 単身~15万円(二人以上世帯~20万円) 据置期間 1年以内 償還期間 10年以内		
	休業・離職等で勤務できず家賃が払えない	給付 住宅確保給付金	住宅確保給付金:上限5万2000円 支給期間:原則3ヶ月	各区区役所 (生活困窮者自立支援事業窓口)	
	収入の減少等により退去を余儀なくされた	貸与 府営住宅の一時提供	府営住宅の貸し出し 家賃月 4千円 (使用期間は原則6か月以内)	大阪府住宅まちづくり部 06-6210-9749	
貸与 市営住宅の一時提供		市営住宅の貸し出し 家賃は募集住宅による ※ネットカフェ難民の方も応募可能です。	大阪市住まい公社募集担当 06-6882-7024		
新型コロナウイルスに感染又は感染疑いにより収入が得られない	給付 傷病手当金	コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより休業を余儀なくされた場合 手当額:収入の約2/3	協会けんぽ大阪支部		
事業主申請 休業補償について	会社の休業・時短により従業員に休業手当を支払いたい	助成 雇用調整助成金 (コロナ特例措置)	休業等助成一人一日上限 8,330円 ※助成率は随時変更されるおそれがあるのでHPをご確認下さい	雇用調整助成金 学校等休業助成金 支援金コールセンター 0120-60-3999 9時~21時(土日祝も含む) くらし再建パソナルサポートセンター 06-6858-5075	
	子供がいる従業員のために	助成 小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)	小学校(義務教育前期過程)休校で労働者が有給休暇取得の場合 上限 8,330円 賃金相当額の助成		
	子供がいるフリーランスのために	助成 小学校休業等対応支援金	小学校が休業で休業したフリーランス1日あたり 4,100円(定額)を助成	休業要請支援金 相談コールセンター 06-6210-9525	
	休業要請が出たので休業した	助成 感染拡大防止のための休業要請支援金	・4月の売上が前年同月比50%以上減少 ・休業要請対象業種の中小企業 100万円 個人事業者(フリーランス)50万円		
事業主申請 資金繰りについて	資金繰りのため融資を受けたい	融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付①	直近1ヶ月売上5%減等が条件 融資限度額:中小企業事業3億、国民生活事業6,000万(無担保) 貸付期間:設備20年以内・運転15年以内(据置5年以内) 利息:後日制度構築により3年間実質無利子(予定)	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	
		融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付②	直近1ヶ月売上5%減等が条件 貸付期間:設備20年以内・運転15年以内(据置5年以内) 利息:後日制度構築により3年間実質無利子(予定)	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711	
		融資 保証付き融資	セーフティネット保証付き融資 4号・5号・危機関連保証の認定を受けて下さい。 4号:100%保証(直近前年比:売上20%減等) 5号:80%保証(直近前年比:売上5%減等) 危機関連保証付き融資 危機関連保証の認定を受けてください 業種・地域を問わず100%保証(直近前年同月比15%減等)	経済戦略局 産業振興部企業支援課 (大阪産業創造館2階) 06-6264-9844	
	事業継続のための給付金が欲しい	給付 持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減 法人:200万円上限、個人事業100万円上限	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183	
個人/事業主申請	納税について 納税できない	猶予 1年間の納税猶予(予定)	条件:収入が前年同期比概ね20%以上減 対象:法人税・消費税・固定資産税など 基本的にすべての税	財務省/総務省	

コロナウイルス相談窓口について

- 感染の恐れのある方 → 帰国者接触者相談センター (06-6647-0641) ※1
- 相談がある方 → 一般電話相談窓口 (06-6647-0641) ※1
- 感染者が生じた事業所等 → 各区保険福祉センター

※1 いずれも大阪市保健所で複数台の電話を設置対応させていただいております。

新型コロナウイルスに関する

新型コロナウイルス感染の恐れのある方は、帰国者接触者相談センターにご相談の上、必要があれば指定の医療機関で受診、PCR検査を受けていただく流れとなります。(現在指定外の医療機関でコロナウイルスの診療検査は行っていません)